平成２８年８月３０日

伊佐市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

伊佐市農業委員会

会長　池ノ上　雅典

　「農業委員会等に関する法律」第７条に基づき、伊佐市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

**１．遊休農地の解消について**

（１）遊休農地の解消目標　　　　　４５　ｈａ

　【目標設定の考え方】

　　・利用可能な遊休農地１５２ｈａについて、１０年後にすべての遊休農地を解消することとする。当委員会においては年間１５ｈａの解消を目標とし、市農政課と連携を図り３年後に４５ｈａの解消を目指す。

　　・遊休農地の所有者等に対する意向調査等によって、まず活用見込みの高い遊休農地の解消を目指す。

（２）遊休農地解消の具体的な取り組み方法

　　・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロール（利用状況調査）と、遊休農地の所有者等に対する意向調査等の実施徹底

　　・農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け

　　・現況に応じた「非農地判断」の速やかな実施

**２．担い手への農地利用集積について**

（１）担い手への農地利用集積目標　　　　４７４　ｈａ

　【目標設定の考え方】

　　・１０年後に、認定農業者や農地所有適格法人（旧農業生産法人）などの、効率的かつ安定的な農業経営を行っている経営体及びそれを目指している経営体に、農地利用の８割を集積させることを目指し、年間１５８ｈａの集積を目標とし、３年後に

４７４ｈａの集積を目指す。（１，９７８ｈa（農地利用集積合計面積））

（２）担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

　　・遊休農地の情報を５月に市農政課と共有し、利用権設定の促進強化を図る。

・６月から戸別訪問や、農地の出し手、受け手に関する情報等をもとに、結び付け活動をより一層推進するなど、新たな掘り起こし活動の強化に努め、利用権設定等を進める。

**３．新規参入の促進について**

（１）新規参入の促進目標　　　　９　経営体

　【目標設定の考え方】

　　・過去３カ年の新規参入経営体が平均３経営体となっており、今後遊休農地の発生防止を図る観点から、１年間に３経営体の新規参入を目指し、３年後に９経営体の新規参入を目指す。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

　　・意欲のある農業者の情報収集を４月に行い、市農政課と連携し新規就農者や定年帰農者等の指導・助言にあたるなどし、農地利用最適化推進活動を実施する。

・年間を通じて就農相談など、地域の身近な世話役として、相談活動を実施する。